



委員会運用規則

2021年4月16日

日本SPICEネットワーク運営委員会

1. 目的

会則第5章（運営委員会）に基づき、運営委員会および関連する組織の運用の詳細を定めることを目的とする。

2.1 運営委員会

運営委員会は、運営委員をもって組織する。[会則第19条の1]

2.2 執行委員会

執行委員会は、代表が運営委員の中から指名した執行委員をもって組織され、代表の諮問機関として、コミュニティの運営を迅速かつ適切に執り行うための意見を具申する。[会則第22条の2、3]

当面、設置しないこととする。

2.3 実行委員会

実行委員会は、運営委員会が会員の中から指名した実行委員をもって組織され、勉強会（定例会、Camp）を企画・運営する。

当面、設置しないこととする。

2.4 カンファレンスプログラム委員会

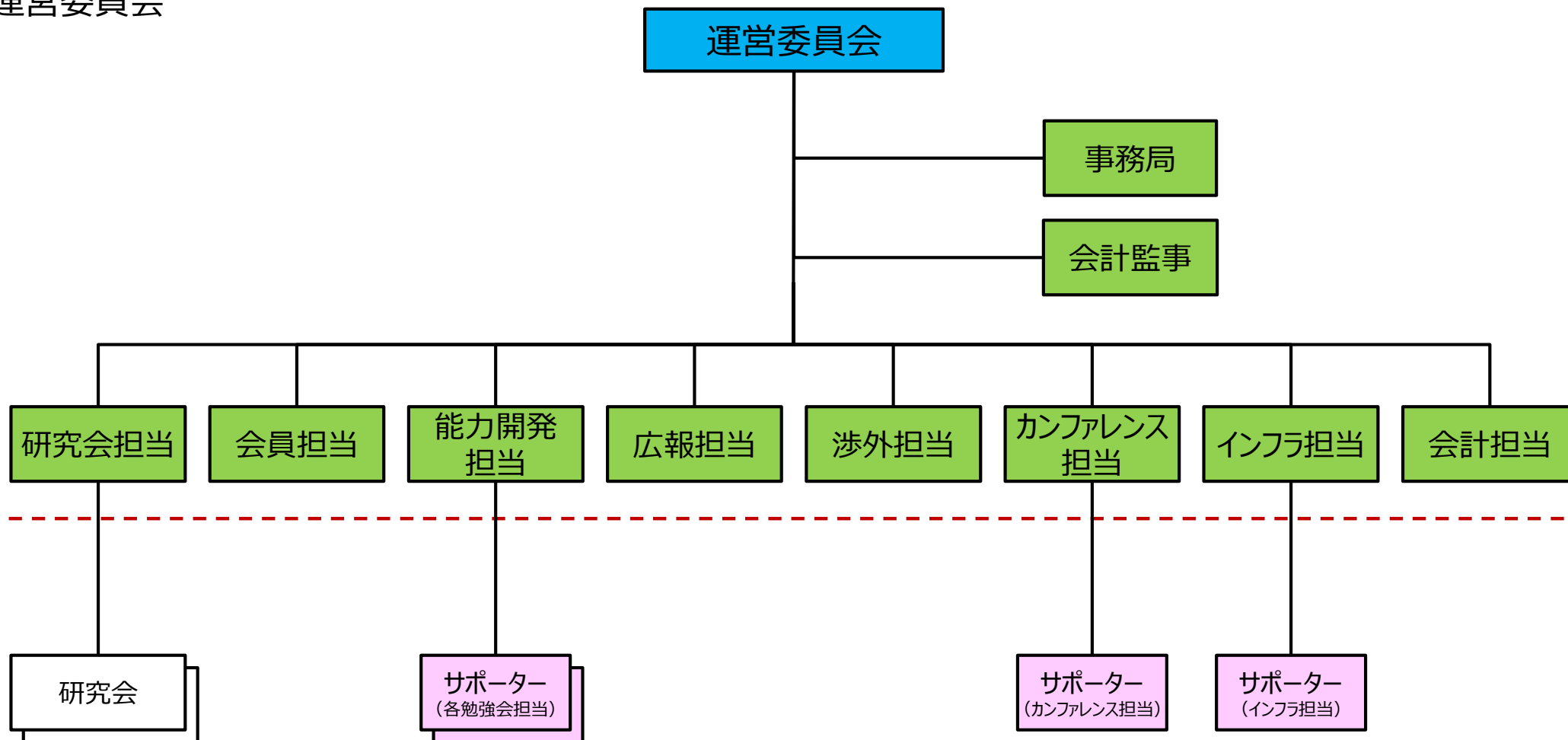
カンファレンスプログラム委員会は、運営委員会が会員の中から指名したプログラム委員をもって組織され、カンファレンスを企画・運営する。

2.5 サポーター

運営委員会は、必要に応じて、会員の中から指名したサポーターに、コミュニティ運営の一部の活動を依頼することができる。

組織図

運営委員会



3.1 開催方法

運営委員会は、会議形式またはメール審議形式にて、必要に応じて開催する。ただし、少なくとも年1回は会議形式にて開催しなければならない。[会則第19条の2]

3.2 議決事項

会則に定められた以下の事項を議決する。

- 勉強会の企画決定 [会則第6条の4]
- 研究会の設立、変更 [会則第7条の1、3]
- 他機関との連携内容の決定 [会則第9条]
- 会員資格の取得 [会則第10条]
- 会員の除名 [会則第15条]
- 総会への提案内容 [会則第21条の1(1)]
- 事務局の任命 [会則第24条の2]
- 総会、運営委員会の議事録の承認 [会則第25条]
- 活動計画及び予算の作成 [会則第28条]
- 活動報告及び決算に関する書類の作成 [会則第29条]
- 会則の暫定変更 [会則第31条]

なお、総会への提案内容の議決については、会議形式で行うことを原則とする。

3.3 議決方法

会議形式の運営委員会の議決は、委員会参加委員の過半数の賛成をもって議決されるものとする。メール審議形式の運営委員会の議決は、運営委員の過半数の賛成をもって議決されるものとする。〔会則第21条の2〕

3.4 役職

運営委員の役職は、会則にて規定された、代表、副代表、事務局、会計監事とする。

役職	任命方法	職務
代表	総会の議決をもって任命する。 〔会則第22条の2〕	コミュニティの業務を統括し、コミュニティを代表する。 〔会則第22条の3〕
副代表	代表が指名し、運営委員会の承認をもって任命する。〔会則第22条の2〕	代表の補佐を行うとともに、代表の職務を代行することができる。〔会則第22条の3〕
事務局	運営委員会の議決をもって任命する。 〔会則第24条の2〕	コミュニティの運営を補佐する。 〔会則第24条の3〕
会計監事	運営委員の互選により決定し、任命する。 〔会則第22条の2〕	決算を監査し、総会に報告する。 〔会則第22条の3〕

3.5 担当

運営委員の担当は、以下の通りとする。運営委員は、いずれかの役職または担当に就くことを原則とする。ただし、会計監事は会計担当を兼務することはできない。

担当	職務
能力開発担当	実行委員会が企画・運営する勉強会（定例会、Camp）を統括する。
カンファレンス担当	プログラム委員会が企画・運営する NSPICE Conferenceを統括する。
研究会担当	研究会の代表者とのコミュニケーションをとることにより研究会を支援し、研究会を統括する。
会員担当	会員名簿を管理し、会員とのコミュニケーションをとる。 <ul style="list-style-type: none">・ 問合せ対応（入会申請など）・ WEBサイトやメーリングリストを用いた発信（勉強会開催案内など）
インフラ担当	インフラ（サーバ、WEBサイト、コミュニケーションツール）を適切に維持する。
広報担当	コミュニティ内外への広報活動を統括により、コミュニティの存在価値を高める。 <ul style="list-style-type: none">・ 会員への発信（ニュースレター(年2回程度))、外部への発信（intacs News Letter 寄稿など）・ 各分野（自動車、エンタープライズなど）への拡大施策 など
渉外担当	他機関とのコミュニケーションをとり良好な関係を維持する。 <ul style="list-style-type: none">・ intacs との調整（EE発行依頼など）、他機関のイベント後援の支援・ アジア地区のSPIコミュニティとの交流促進
会計担当	情報交換会費の収支管理・銀行口座管理を行う。

4.1 開催方法

執行委員会は、会議形式またはメール審議形式にて、代表からの要請により必要に応じて開催する。

4.2 協議・執行内容

主として以下の事項について、執行委員会にて協議し、執行する。なお、会則に定める事項（3.(2)参照）については、運営委員会の議決を経なければ執行することはできない。

- 年間計画案の作成
- 総会議案の作成
- 会則および運用規則改定案の作成およびレビュー

5.1 目的

能力開発担当運営委員の統括の下で、コミュニティの運営実務を実行する。

- ・ カンファレンスを除く勉強会（定例会、Camp）の企画・運営を実施

5.2 勉強会の企画

実行委員会は、勉強会の開催企画書を作成し、能力開発担当運営委員を通じて運営委員会の承認を得る。〔会則第6条の4〕

6.1 目的

カンファレンス担当運営委員から選任されるカンファレンス実行委員長の統括の下で、カンファレンスの企画・運営を実施する。

6.2 運営

運営委員を含む会員からプログラム委員を選任し、以下のような役割を定義し、運営組織を構築する。

例)

- 当日運営準備
- 基調講演
- 一般発表
- パンフレット
- 会計

6.3 企画

企画内容は、運営委員会の承認を得る。 [会則第6条の4]

改定日	内容
2017年6月1日 (制定)	Rule51「執行委員会運用規則」を廃止し統合
2018年4月27日	名称を「委員会変更規則」に変更 第9期用に運営委員の担当を変更 実行委員の位置づけを変更
2019年4月1日	組織にサポーターを追加 運営委員の担当を変更（会計担当を事務局の役割から分離） 実行委員会の役割を勉強会に限定
2020年4月1日	組織する委員会を再定義（第11期の計画に対応）
2021年4月16日	会則の改定（会計監事の追加など）に伴う変更